



(1) 空家等管理活用支援法人について

空家等管理活用支援法人について

■ パブリック・コメントの結果について

1 案件名

空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定について

2 意見募集の期間

令和7年10月14日から11月4日まで

3 意見提出者数と意見数

意見の提出はありませんでした



1月に要綱を施行し、空家等管理活用支援法人の募集を開始

以下、参考資料

空家等管理活用支援法人について

■他自治体の指定状況

支援法人を設置している自治体：全国で **39** 自治体

（国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について（R6.12.1時点）」より）

神奈川県内では「**座間市**」の1自治体のみ

■座間市（令和6年7月指定）

・法人名

NPO法人神奈川空き家サポート協会

・業務内容

（第1号）

空き家の管理・売却について、空き家所有者の意向に沿って、事業の展開（**援助**）

（第4号）

空き家の利活用について、検討を行う（**調査研究**）

（第5号）

各分野のメンバーによる相談会やセミナーを開催し、住民との情報交換会を行う（**普及啓発**）

空家等管理活用支援法人について

■空家等管理活用支援法人 とは

令和5年の法改正で、『[空家等対策の推進に関する特別措置法](#)』に新たに創設された制度。

民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、

[市町村の補完的な役割](#)を果たしていくことが狙い。

参考

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第六章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財産法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

空家等管理活用支援法人について

■空家等管理活用支援法人 の業務

市町村のニーズに応じて、一部の業務のみ実施するものも対象とする。

- ① 空き家所有者に対する、空き家の管理・活用の情報提供や相談などの援助
- ② 委託に基づく、定期的な空き家等の状態の確認、
空き家等の活用のための改修・管理・活用の事務
- ③ 委託に基づく、空き家等の所有者等の探索
- ④ 空き家等の管理または活用に関する調査研究
- ⑤ 空き家等の管理または活用に関する普及啓発
- ⑥ その他の空家等の管理または活用を図るために必要な事業または事務

空家等管理活用支援法人について

■空家等管理活用支援法人 の指定を受けられる法人

支援法人は、契約や財産の保有を行うこと等も想定されることから、
権利及び義務の主体となれるよう、法人格が必要とされる。

一般社団法人

・

公益社団法人

一般財団法人

・

公益財団法人

特定非営利活動法人

空家等の管理または活用を
図る活動を行うことを
目的とする会社

空家等管理活用支援法人について

■国が示す「活動が期待される法人」

① 空き家等の活用等に関する業務を行う地域の専門家の団体

・ 建築士，宅地建物取引業，不動産鑑定士 等

② 相続・登記などの法務その他の専門家による団体

・ 弁護士，司法書士，行政書士，土地家屋調査士，社会福祉士 等

③ 空き家等の活用等に密接に関連するまちづくり、 地域活性化、移住定住等を目的とする事業に取り組む法人

④ 定期的に家屋を訪問する業務と併せて、所有者等の依頼に応じて空き家等の管理を行う法人

⑤ これらの専門家等により構成され、またはこれらの専門家等との連携体制を構築し、 ワンストップで空き家等の管理・活用に取り組む法人

※ 既に市町村が協定等を締結している法人も活動が期待される。

- ・ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人
- ・ 都市再生推進法人
- ・ 地域再生推進法人
- ・ 住宅確保用配慮者居住支援法人

※法人制度を所管する部局との連携を図ることが望ましい。

空家等管理活用支援法人について

■空家等管理活用支援法人の指定手続き

支援法人の指定の方針等の明示

- ・市町村として求める業務を明確に示す。
- ・一部業務に関して支援法人を指定しないことも明確に示す。

指定を受けようとする法人からの申請

- ・申請書類の内容や書式は、市町村で定める。
- ・申請前に事前相談をするよう周知する。

支援法人の審査

- ・審査基準は市町村で独自に定める。
- ・申請内容に不十分があった場合は、直ちに却下するのではなく、
- ・補正等を促すべきである。

支援法人の指定

- ・市町村は、指定した支援法人の情報を公示する。

支援法人による関連事項の変更

- ・支援法人が名称や住所、事業所の所在等を変更する場合は、
- ・あらかじめ市町村長に届け出をする。
- ・市町村長は、届出を受けたら公示することとする。

支援法人の監督等

- ・市町村長は支援法人に対し、業務の報告させることができる。
- ・業務を適正かつ確実に実施していないと認められるときは、業務改善命令を出せる。
- ・命令に違反した場合は、支援法人の指定を取り消すことができる。